

対人地雷の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成11年2月22日

防衛庁長官 野呂田 芳成

対人地雷の取扱いに関する訓令

改正 平成13年 1月 6日 庁訓第 3号
平成19年 1月 5日 庁訓第 1号
平成26年 5月30日 省訓第36号
平成27年10月 1日 省訓第39号
令和 2年12月28日 省訓第67号

(趣旨)

第1条 この訓令は、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の適確な実施を確保するため、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成10年法律第116号。次条第1号及び第8条第1項において「法」という。）の規定に基づく対人地雷の消費、委託廃棄その他の取扱い（次項及び第12条において「対人地雷の取扱い」という。）について定めるものとする。

2 対人地雷の取扱いに関しては、法令又はこれらに基づく特別の定めのあるもののほか、この訓令によるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対人地雷 法第2条に規定するものをいう。
- (2) 幕僚長等 陸上幕僚長及び防衛装備庁長官をいう。
- (3) 消費 地雷の探知又は除去の教育訓練又は技術研究開発（装備品等の研究開発に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第25号）第2条第7号に規定する技術研究開発をいう。）の実施による法第11条第1項に規定する対人地雷の廃棄をいう。
- (4) 委託廃棄 防衛省以外の者への委託による法第11条第1項に規定する対人地雷の廃棄をいう。

(年度計画の承認及び届出)

第3条 幕僚長等は、その年度において対人地雷の消費又は委託廃棄（次項及び附則第2項において「対人地雷の消費等」という。）をしようとする場合には、前年度の3月20日までに、別記様式第1によるその年度における対人地雷の消費の計画又は別記様式第2によるその年度における対人地雷の委託廃棄の計画（以下「年度計画」という。）を申請し、防衛大臣の承認を受けなければならない。

2 幕僚長等は、前項の承認を受けていない場合で、その後の特別の事情により、その年度に対人地

雷の消費等をしようとするときは、前項の規定の例により、あらかじめ防衛大臣の承認を受けなければならない。

3 幕僚長等は、事情の変更その他の事由により、年度計画を変更しようとする場合には、あらかじめ、別記様式第3により申請し、防衛大臣の承認を受けなければならない。

4 防衛大臣は、幕僚長等から前3項の年度計画（対人地雷の委託廃棄の計画を除く。以下この項において同じ。）又は年度計画の変更（対人地雷を消費する陸上自衛隊の部隊若しくは機関又は防衛装備庁の施設等機関が追加される場合に限る。）を承認した場合には、その旨を経済産業大臣に届け出る。

（引渡し及び所持の届出）

第4条 幕僚長等は、次の各号の一に該当する場合（委託廃棄による場合を除く。）には、あらかじめ、別記様式第4により申請し、防衛大臣の承認を受けなければならない。

(1) 対人地雷を防衛省以外の者に引き渡すとき。

(2) 対人地雷を防衛省以外の者からの引き渡しにより所持するとき。

2 幕僚長等は、前項の規定により引き渡し、又は所持した場合には、別記様式第5により、直ちに、防衛大臣に報告しなければならない。

3 防衛大臣は、幕僚長等から前項の報告を受けた場合には、その旨を経済産業大臣に届け出る。

（消費に係る報告）

第5条 幕僚長等は、対人地雷の消費をした場合には、別記様式第6により、当該四半期終了後40日以内に防衛大臣に報告しなければならない。

2 防衛大臣は、幕僚長等から前項の報告を受けた場合には、その旨を経済産業大臣に報告する。

（委託廃棄に係る届出）

第6条 幕僚長等は、委託廃棄のために防衛省以外の者に対人地雷を引き渡した場合には、別記様式第7により、直ちに、防衛大臣に報告しなければならない。

2 幕僚長等は、前項の規定により引き渡した対人地雷を、引き渡した相手方から返納され所持することとなった場合には、別記様式第8により、直ちに、防衛大臣に報告しなければならない。

3 防衛大臣は、幕僚長等から前2項の報告を受けた場合には、その旨を経済産業大臣に届け出る。

（数量等の報告）

第7条 幕僚長等は、所持する対人地雷及び委託廃棄のために防衛省以外の者に引き渡した対人地雷（委託廃棄の終了したものを除く。）の数量等を四半期ごとに集計したものを、別記様式第9により、当該四半期終了後40日以内に、防衛大臣に報告しなければならない。

2 防衛大臣は、幕僚長等から前項の報告を受けた場合には、その旨を経済産業大臣に報告する。

（帳簿）

第8条 幕僚長等は、法第15条の規定により、帳簿を備え、所持に係る対人地雷に関する事項を記載しなければならない。

2 幕僚長等は、前項の規定による帳簿の記載事項が、防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号。次条及び第11条において「物品管理規則」という。）第38条第1項に規定する物品管理簿に記載されているときは、当該記載をもって前項に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

(運搬委託証明書の発行)

第9条 物品管理規則第7条第1項の規定により指定された分任物品管理官は、陸上自衛隊の部隊若しくは機関の長又は防衛装備庁の施設等機関の長が対人地雷の運搬を防衛省以外の者に委託するときは、運搬を委託する相手方に、別記様式第10による対人地雷運搬委託証明書を発行しなければならない。

(事故報告)

第10条 幕僚長等は、その所持する対人地雷を盗取され、又は所在不明となった場合には、直ちに、その旨を防衛大臣に報告しなければならない。

(管理換の承認)

第11条 各対人地雷の管理換は、物品管理規則第18条第2項第1号の管理換とする。ただし、同項第3号に規定する幕僚長等の指定する部隊等内及び幕僚長等の指定する部隊等間の管理換については、この限りでない。

2 第3条第1項から第3項までの規定による年度計画及び年度計画の変更並びに第4条第1項の規定による引渡し又は所持の申請の中に対人地雷の管理換が明記されている場合には、第3条第1項から第3項まで及び第4条第1項の規定による防衛大臣の承認をもって、物品管理規則第18条第2項第1号の規定による管理換の防衛大臣承認とする。

(防衛大臣の指示)

第12条 対人地雷の取扱いに関しこの訓令により難しいときは、防衛大臣は別段の指示をする。

(委任規定)

第13条 この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長等が定める。

2 幕僚長等は、前項の規定により必要な事項を定めた場合には、速やかにその旨を防衛大臣に報告しなければならない。

附 則 (抄)

1 この訓令は、平成11年3月1日から施行する。

2 幕僚長等は、平成10年度において対人地雷の消費等を行う場合には、第3条第1項の規定にかかわらず、施行の日に年度計画を申請し、長官の承認を受けなければならない

附 則 (平成13年1月6日庁訓第2号) (抄)

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

(様式の変更に関する経過措置)

1 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則 (抄)

1 この訓令は、平成26年5月30日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日省訓第39号) (抄)

1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1（第3条関係）

令和 年度 対人地雷の消費計画書

型式	消費の目的	消費する部隊等	数 量				
			1 四半期	2 四半期	3 四半期	4 四半期	小 計
		小 計					合計
		消費の方法					
		その他特記事項					

備考 この計画書は、対人地雷の型式及び消費の目的ごとに作成すること

別記様式第2（第3条関係）

令和 年度 対人地雷の委託廃棄計画書

計画区分	4月から12月までの計画					1月から3月までの計画				
ロット番号					/					/
数量（個）					計					計
引渡しまでの間の保管場所					/					/
委託廃棄期間										
委託廃棄の方法										
委託廃棄の場所										
その他特記事項										

備考 この計画書は、対人地雷の型式ごとに作成すること。

別記様式第3（第3条関係）

令和 年度 対人地雷の（消費・委託廃棄）計画の変更申請書

変更事項		
変更内容	新	
	旧	
変更理由		

別記様式第4（第4条関係）

引渡し }
承認申請書
所持 }

引渡し又は所持をする年月日	
対人地雷の型式	
対人地雷のロット番号	
対人地雷の数量(個)	
相手方の氏名	
相手方の住所	
相手方の許可番号	
理由	

備考1 この申請書は、対人地雷の型式ごとに作成すること。

2 相手方の氏名及び住所欄には、法人にあつては会社名、代表者氏名及び住所を記載する。

別記様式第5（第4条関係）

引渡し }
報告書
所持 }

承認を受けた年月日及び文書番号	
引渡し又は所持をした年月日	
対人地雷の型式	
対人地雷のロット番号	
対人地雷の数量(個)	
所持の方法	
相手方の氏名	
相手方の住所	
相手方の許可番号	
運搬者の氏名	
運搬者の住所	

備考1 この申請書は、対人地雷の型式ごとに作成すること。

2 所持の方法欄は、所持報告の場合のみ記載すること。

3 相手方の氏名及び住所欄には、法人にあつては会社名、代表者氏名及び住所を記載する。

4 報告書に引渡し（所持）承認申請書の写しを添付すること。

別記様式第6（第5条関係）

令和 年度第 四半期 消費報告書

型式	消費の目的	計画数量(個)	実績数量(個)	使用部隊等
		計	計	

備考 この報告書は、対人地雷の型式及び消費の目的ごとに作成すること。

別記様式第7（第6条関係）

引渡し報告書

引渡しをした年月日	
対人地雷の型式	
対人地雷のロット番号	
対人地雷の数量(個)	
所持の方法	
相手方の氏名	
相手方の住所	
相手方の許可番号	
運搬者の氏名	
運搬者の住所	

備考1 この申請書は、対人地雷の型式ごとに作成すること。

2 引き渡した年月日には、相手方が受領した年月日を記載すること。

3 相手方の氏名及び住所欄には、法人にあっては会社名、代表者氏名及び住所を記載する。

別記様式第8（第6条関係）

所持報告書

所持することとなった年月日	
対人地雷の型式	
対人地雷のロット番号	
対人地雷の数量(個)	
所持の方法	
相手方の氏名	
相手方の住所	
相手方の許可番号	
運搬者の氏名	
運搬者の住所	
理由	

備考1 この申請書は、対人地雷の型式ごとに作成すること。

2 相手方の氏名及び住所欄には、法人にあっては会社名、代表者氏名及び住所を記載する。

別記様式第9（第7条関係）

令和 年度第 四半期末数量等報告書

消費用対人地雷

型式	ロット番号	数量(個)	保管場所	内 訳
				教育訓練用 個
				技術研究開発用 個
合 計				

委託廃棄対象対人地雷

型式	数量(個)	保管場所	備 考
合 計			

備考1 この申請書は、対人地雷の型式ごとに作成すること。

2 委託廃棄対象地雷のうち、委託廃棄のために引き渡したもの（委託廃棄の終了したものを除く。）については、備考欄に「委託廃棄中」と明記し、保管場所欄には委託先を記載すること。

証明書番号 _____

対人地雷運搬証明書

この証明書を携行する者は、防衛省の所有する対人地雷の運搬を委託された者であることを証明する。

令和 年 月 日

発行者 _____

運搬者の氏名	
運搬者の住所	
対人地雷の型式	
対人地雷の数量	
運搬方法	
証明書の有効期間	
発送場所	
到着場所	

受領確認	年 月 日
	受領者

備考：運搬を終了した場合、運搬者は、この証明書に受領者の確認を受けた後速やかに発行者に返却しなければならない。

備考 運搬者の氏名及び住所欄には、会社名、代表者氏名及び住所を記載する。